

相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の構成について

別紙2

※括弧内の数字は、別紙1「相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の骨子」の番号

I 前文

条例の条文の前に置かれ、その条例の制定の背景、目的等を述べた文章

これまで人権尊重を基調とした市政を推進してきたが、人権問題は依然として存在し、新たな人権問題も発生しているため、共生社会の実現に向け条例を制定する。

II 総則

条例の目的、基本理念等、条例にとって最も基本で重要となる考え方や施策を規定

目的(1)

一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現

基本理念(3)

人権尊重のまちづくりは、誰もが一人ひとり異なる存在であることを踏まえ、多様性を認め合い、不当な差別を解消し、互いの人権を尊重し合うことを旨として実施されなければならない。

表現の自由等への配慮(4)

表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意

市の責務(5)・市民等及び事業者の責務(6)

- ・市は、基本理念にのっとり施策を推進
- ・市民等及び事業者は、市が実施する施策に協力

推進指針(7)

人権教育及び人権啓発(8)

相談及び支援体制の充実(9)

多様な主体と連携した取組(10)

調査及び情報の収集(11)

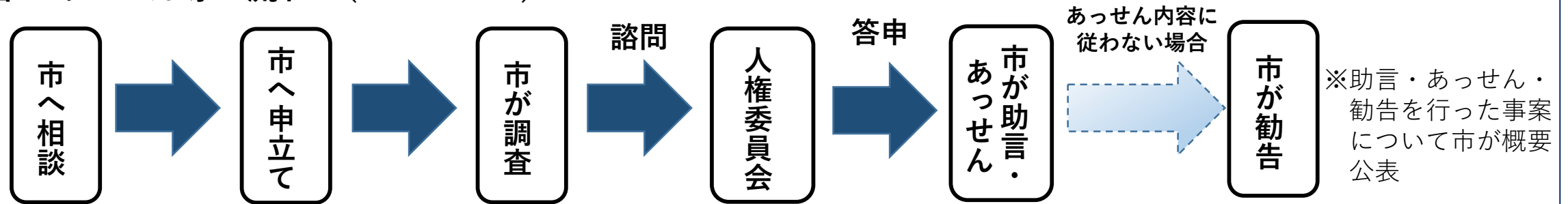
III 不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進

不当な差別的取扱いを禁止するとともに、それを受けた人からの申立てに基づいて助言・あっせん等を実施

不当な差別的取扱いの禁止(12)

何人も、不当な差別的取扱いをしてはならない。

<助言・あっせん等の流れ>(13~18)



IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

不当な差別的言動の解消のため、公の施設の利用の承認等の基準等、拡散防止措置及び禁止措置を規定

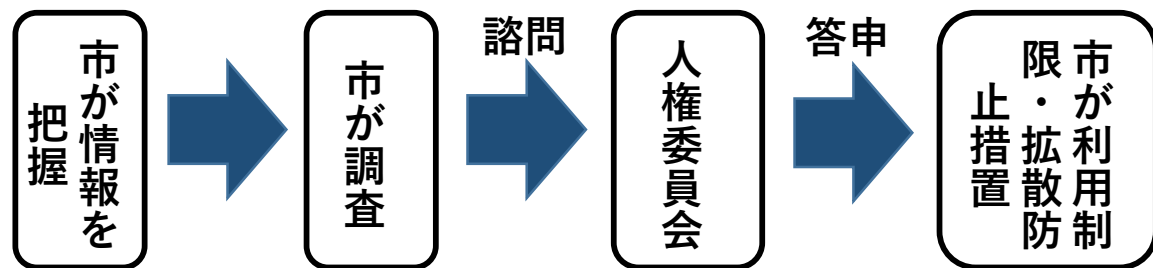
公の施設の利用の承認等の基準等(19)	市が設置する公の施設において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用の承認及びその取消しの基準その他必要な事項を定める。
---------------------	---

拡散防止措置(20)	本邦外出身者又は障害者に対する不当な差別的言動の拡散を防止するための措置を講じるとともに、その概要等を公表する。
------------	--

禁止措置(21~24・26・27)	公共の場所で、拡声機の使用、看板の掲示、ビラの配布等の手法により、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行ってはならないこととし、違反者に対し、勧告、命令、氏名公表を行う。
-------------------	--

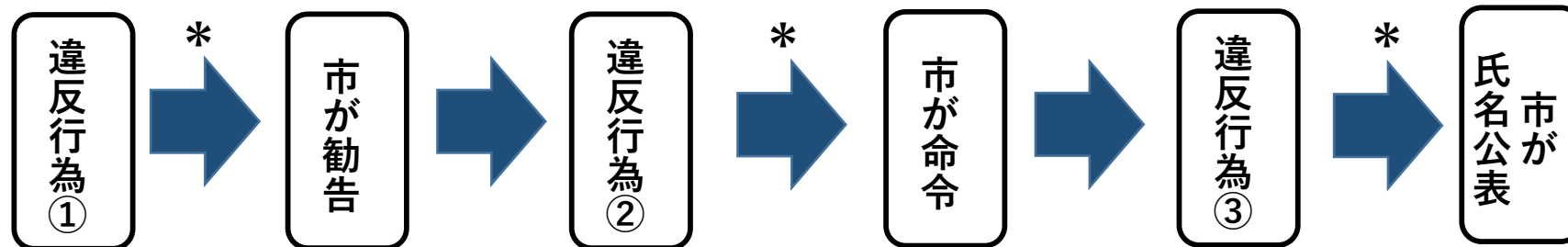
IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

< 公の施設の利用の承認等の基準等(利用制限)及び拡散防止措置の流れ > (19・20)



※拡散防止措置の場合は、市が概要等の公表を行う。

< 禁止措置の流れ > (21~24・26・27)



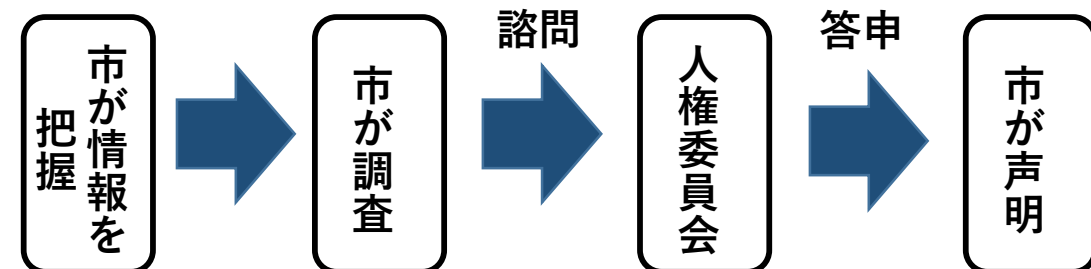
*…市の調査を経て人権委員会へ諮問・答申

※違反行為①～③は、同一の国又は地域の出身であることを理由とした言動に限られる。

V 声明

不当な差別に該当する事案で深刻なものが発生したと認める場合で、かつ、必要があると認める場合は、声明を发出

< 声明の流れ > (28)



VI 人権委員会

条例に基づき、諮問に応じ調査審議・答申等を行う機関を設置

< 設置 > (29)

附属機関として設置

< 組織 > (30)

委員7人以内+臨時委員

< 委員・臨時委員・守秘義務 > (31~33)

- ・人権に関する豊かな知識・経験、中立性、専門性のある学識経験者から委嘱
- ・任期：委員…2年、臨時委員…調査審議終了まで
- ・守秘義務あり
- ・委員は再任可